

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

◆照会先 高齢福祉課 ☎23-7734

●保険証（被保険者証）を更新します

《7月31日まで・うすい青色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	平成24年7月31日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇 平成24年7月31日
住所 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地

氏名	広域 太郎	性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日		
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
発効期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
交付年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
一部負担金の割合	〇割		
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇		
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合		<input type="checkbox"/>

《8月1日から・うすい緑色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	平成25年7月31日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇 平成25年7月31日
住所 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地

氏名	広域 太郎	性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日		
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
発効期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
交付年月日	平成24年 8月 1日		
一部負担金の割合	〇割		
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇		
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合		<input type="checkbox"/>

後期高齢者医療制度の保険証（後期高齢者医療被保険者証）は、関市に住所を有するすべての75歳以上の方と、65歳から74歳の方で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入された方に交付されます。

現在の保険証の有効期限は平成24年7月31日となっていますので、8月1日からは7月中にお送りする新しい保険証をご使用ください。

新しい保険証は、現在のうすい青色から、うすい緑色になります。

●平成24年度の保険料額が決定しました

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、平成24年度の保険料は平成23年中の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療制度の被保険者になられた方に対して、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

【保険料の決まり方】

平成24年度の保険料 限度額55万円（年額） 100円未満切捨て	=	均等割額 被保険者1人当たり 40,670円	+	所得割額 被保険者の所得※ × 所得割率 7.83%
--	---	------------------------------	---	----------------------------------

※所得＝総所得金額等－基礎控除額33万円

●平成24年度の保険料の軽減措置について

①均等割額の軽減

世帯の所得に応じて、均等割額が軽減されます。（詳しくは、高齢福祉課にお問い合わせください。）

②所得割額の軽減

所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、所得割額が一律5割軽減されます。

③被用者保険の被扶養者であった方の軽減

被用者保険※の被扶養者であった方は、所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減されます。

※被用者保険…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称（国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません。）

●保険料のお支払いを年金から口座振替に変更できます

保険料は、口座振替でのお支払いに切り替えることができます。口座振替によるお支払いを希望される方は高齢福祉課にお問い合わせください。